

# 裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

処 分 庁

福祉事務所長

上記審査請求人から平成25年2月20日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づく処分庁が行った平成24年12月1日付け保護変更決定処分（以下「原処分（1）」という。）、平成25年1月1日付け保護変更決定処分（以下「原処分（2）」という。）、平成25年2月1日付け保護変更決定処分（以下「原処分（3）」という。）及び平成25年2月20日付けで提起のあった法第6.3条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「原処分（4）」という。）に係る審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第36条の規定により併合し、次のとおり裁決する。

## 主 文

原処分（1）、原処分（2）及び原処分（3）については、これを取り消し、原処分（4）に係る審査請求については、これを棄却する。

## 理 由

第1 審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が行った原処分（1）、原処分（2）、原処分（3）及び原処分（4）について不服があるとし、

その取り消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

## 2 請求人の主張

審査請求書によると、請求人はおおむね次の理由から本件処分は不当であり、取り消すべきであると主張する。

### (1) 原処分(1)、原処分(2)及び原処分(3)について

平成24年7月12日の豪雨に伴う平成24年12月5日に受給した災害義援金の第2回配分金150,000円(以下「第2回配分金」という。)を収入認定することは不当である。

### (2) 原処分(4)について

平成24年10月10日に受給した災害義援金第1回配分金150,000円及び■■■■小災害見舞金10,000円(以下「第1回配分金等」という。)の収入については、紛失したものであり、警察に遺失届を出している。平成24年8月22日に受給した■■■■災害被災者住宅再建基礎支援金37,000円(以下「基礎支援金」という。)と第1回配分金等の合計197,000円の返還決定処分は不当である。

## 第2 処分庁の弁明の趣旨及び主張

### 1 処分庁の弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

### 2 処分庁の主張

法は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、かつ法第5条に示すこの法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいて行わなければならないとされている。

請求人においては、処分庁から義援金収入に係る再建計画書(以下「計画書」という。)の提出指導を再三にわたり受けてきたにもかかわらず、その指導指示に従わず、計画書の提出義務を果たしていない。この状態では、自立更生計画書が出ていないと判断されるため、その全額を収入認定あるいは法第6.3条に基づき返還請求することは極めて正当である。よって、原処分(1)、原処分(2)、原処分(3)及び原処分(4)は適法かつ正当であることから、審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審査庁の認定事実及び判断

### 1 認定事実

(1) 請求人は平成■■年■■月■■日から生活保護を受給していたが、平成24年7月12日の豪雨によりその住居が浸水被害を受け、平成

24年8月22日に基礎支援金37,000円を受給した。さらに、竹田市から平成24年10月10日に第1回配分金等160,000円を受給した。(受給合計額197,000円)

- (2) 処分庁は、平成24年10月11日に請求人宅を訪問し、請求人に対し口頭で第1回配分金等について、計画書の提出を求めた。
- (3) 処分庁は、平成24年10月12日に請求人に対し、計画書は第1回配分金等の収入認定を受けないために必要な書類であるため、早急に提出するように指導した。あわせて、提出がなく、指導指示に従わない場合は、保護の廃止もあり得ると警告した。また、同日請求人は、「義援金は全額落として紛失した。これでいいだろ。」と発言した。
- (4) 同日、請求人は、          警察署に第1回配分金等の遺失届を提出した。
- (5) 処分庁は、平成24年10月19日付けで、請求人あてに法第27条による指示を文書により行った。
- (6) 請求人は、収入申告書と計画書を持参するようとの処分庁の指示を受け、平成24年10月22日に福祉事務所に来所した。その際、警察署に現金16万円を紛失したとの届出を行い、それを受理したことを証明する旨の          警察署長の「証明書」を提示した。
- (7) 処分庁は、平成24年10月24日付けで、保護の廃止処分に係る弁明の機会を与えるための通知を行った。
- (8) 請求人は、平成24年10月26日に処分庁が請求人に弁明の機会を与えるために開いた聴聞会において、「義援金はあくまで紛失したものであるので計画書を提出する必要はないと自分は考えている。また、これまで、市の指導指示には従ってきたつもりであり、自らに落ち度はない。」と弁明した。
- (9) 処分庁は、平成24年10月29日に、同日付けで法第62条第3項(指導指示義務違反)により請求人の保護を廃止することを決定し、平成24年10月30日付けで請求人に通知した。
- (10) 請求人は、平成24年10月31日に、生活に困窮したとして、法による保護申請書を処分庁へ提出した。処分庁は同日これを受理した。
- (11) 処分庁は、請求人から平成24年10月31日に提出された法による保護申請については却下することを決定し、平成24年11月16日付けで請求人へ通知した。
- (12) 請求人は、平成24年11月21日に、再度、法による保護申請書を処分庁へ提出した。また、平成24年11月28日付けで、平成24年10月29日付けの廃止処分と平成24年10月31日付け却下処分について、審査庁に対して審査請求を行った。
- (13) 処分庁は、平成24年12月5日に、請求人が第2回配分金を受領したことを確認した。



(14) 同日付けで、処分庁は、11月21日付け法による保護申請の却下を請求人あて通知した。

(15) 審査庁は、平成24年11月28日付けの審査請求について、平成25年1月28日付けで、平成24年10月29日の廃止処分は、手続きに妥当性を欠き、また相当性を欠いたものとして取り消しの裁決を行い、平成24年11月16日付けの保護の申請却下処分に係る審査請求を却下した。

(16) 平成25年2月5日付けで、処分庁は保護の廃止取消処分に伴う11月～2月分生活保護費の支給、及び法第63条に基づく返還金197,000円の請求について、請求人あて通知した。

(17) 平成25年2月12日付けで、処分庁は、第2回配分金が、全額生活費にあてられ、自立更生のためにあてられる額はないとして、第2回配分金の全額を収入認定した。

## 2. 判断

(1) 原処分(1)、原処分(2)及び原処分(3)について

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」としており、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」としている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知(以下「次官通知」という。))は、収入の認定指針について、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額は、収入として認定しないこととしている。(次官通知第8の3の(3)のオ)

さらに、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知(以下「局長通知」という。))は、当該補償金等が当該世帯の自立更生に役立つかどうかを審査するために必要があるときは、自立更生計画を徴することとしている。(局長通知第8の2の(5))

本件についてみると、認定事実(13)、(17)のとおり、処分庁は、平成24年12月5日に、請求人が第2回配分金を受領したことを確認し、請求人が受領した第2回配分金について、請求人から自立更生計画の提出がないと判断して、全額収入認定している。

この取り扱いについては、処分庁は、収入認定を行う前に、自立更生計画を徴することとなっているが、処分庁が、平成25年1月28日付けの



保護廃止処分取り消しの裁決後、平成25年2月12日付けで保護変更決定処分までの間に、請求人あてに第2回配分金にかかる自立更生計画の提出の指示をしたかどうかは処分庁のケース記録及び弁明書からは確認できず、結果として、処分庁は自立更生計画を請求人から徴取せず、第2回配分金が自立更生に役立つかどうかを審査していないと認められる。

よって、原処分(1)、原処分(2)及び原処分(3)について、処分庁は、局長通知に沿った手続きを行っていないと認められるため、原処分(1)、原処分(2)及び原処分(3)に係る審査請求には理由があり、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき主文のとおり裁決する。

## (2) 原処分(4)について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」としている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)(以下「課長通通知」という。)は、第10保護の決定の間16に対する答の中で、強盗、強奪その他不可抗力の認定として、その他不可抗力については、「その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにもかかわらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。」としている。

本件についてみると、処分庁は、請求人が平成24年8月22日に基礎支援金37,000円、平成24年10月10日に、第1回配分金等160,000円を受領していることを確認している。このため処分庁は、受給合計額197,000円から、自立更生のためにあてられる額を控除して収入認定する予定で、請求人に計画書の提出を求めた。しかし、請求人は、再三の計画書の提出指導にもかかわらず計画書を提出しないため、処分庁は、収入認定ができない状態にあった。

8月22日受領の基礎支援金について、処分庁は、計画書の提出はなく、自立更生のためにあてられる額はないと判断して、全額を法第63条の返還対象額として決定した。

第1回配分金等については、請求人は、道路上で紛失し、警察署にも遺失届を提出したと主張している。これに対して処分庁は、請求人との会話の中で、第1回配分金等を紛失したということは、請求人から咄嗟に出た言葉であり、虚偽の申告であると認定し、第1回配分金等は全額について

請求人の収入として判断し、全額を法第63条の返還対象額として決定した。

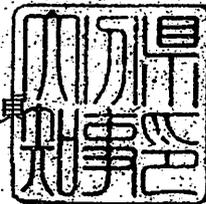
請求人が警察署に遺失届を提出したと主張する第1回配分金等160,000円については、遺失届さえ提出していれば、紛失したと認められるものではなく、処分庁は、請求人との会話の中で不可抗力による遺失とは認められないと判断し、その旨請求人に通知しており、この判断は十分審理を尽くしたものと認められる。

なお、平成24年8月に受給した基礎支援金に対して、同月の生活扶助費は68,265円であり、また、平成24年10月に受給した第1回配分金等に対して、平成24年10月から平成25年2月までの生活扶助費だけをみても175,810円であり、返還決定額は、受けた保護金品に相当する金額の範囲内であり、妥当といえる。

よって、基礎支援金及び第1回配分金等合計197,000円を返還決定した処分は妥当あり、原処分(4)に係る請求人の主張には、理由はなく、行政不服審査法第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成25年5月27日

審査庁 大分県知事 広瀬 勝



生活保護法第63条に基づく保護費返還決定処分の  
取消しを求める部分についての裁決にかかる教示

この裁決に不服がある場合には、この裁決書が到着した日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[ ]を被告として（訴訟において[ ]を代表する者は[ ]福祉事務所長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

